

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は、別表 1 記載の情報を除き、開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

（ 1 ）公文書の開示請求

審査請求人以外の者から、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、佐賀県知事（以下「実施機関」という。）に対して「西ノ浦開発株式会社最終処分場への行政指導の文書、有田町からの意見回答文書」及び「西ノ浦開発株式会社の安定型廃棄物処分場処分実績（平成 9 年から平成 28 年までの年間実績と佐賀、福岡、長崎、熊本、その他の県実績）」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）が平成 30 年 1 月 15 日に行われた。

実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したが、本件公文書には、西ノ浦開発株式会社（以下「審査請求人」という。）に関する情報が記録されていたため、審査請求人に対し、条例第 13 条第 1 項の規定に基づく意見照会を行った。

（ 2 ）実施機関の決定

審査請求人は、実施機関に対して本件公文書の非開示を求める意見書を提出したが、実施機関は、条例に規定する非開示情報には該当しないとして、平成 30 年 2 月 13 日、本件開示請求に係る公文書開示決定を行い、条例第 13 条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対して本件公文書の開示を決定した旨を通知した。

（ 3 ）審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、本件公文書の開示決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、平成 30 年 2 月 26 日に実施機関に対して審査請求を行った。

なお、審査請求人が審査請求と同時に開示の執行停止の申立てを行ったた

め、処分庁は本件公文書の開示を停止する決定を行っている。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

実施機関が理由説明書において述べていることは、次のとおりである。

(1) 行政指導文書について

廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に基づいて適正に廃棄物の処理をする義務を課せられており、その事業自体が周辺的生活環境等に影響を与える恐れがあるため、廃棄物処理業者に対する行政指導の内容が明らかにされたとしても、受忍限度の範囲内であると考えられ、法人に明らかに不利益を与えるとまでは認められない。その他条例第6条所定の除外事由は認められない。

(2) 産業廃棄物処理実績報告書について

委託者等の情報が明らかになったとしても、委託者が何らかの事業活動を行い、当該事業に関連した産業廃棄物を排出し、その処理につき産業廃棄物処理業者と取引を行うことは予測可能であることなどに照らし、廃棄物処理業者にとって、客観的かつ具体的な不利益があるとは認められない。

廃棄物処理業者は、廃掃法に基づいて適正に廃棄物の処理をする義務が課せられており、その事業自体が周辺的生活環境等に影響を与える恐れがあること、廃掃法は廃棄物の排出者（委託者）に対しても廃棄物の適正な処理を求めていることからすれば、委託者等の情報が明らかになったとしても、受忍限度の範囲内であると認められる。

したがって、上記情報を開示したとしても、法人に明らかに不利益を与えるとまでは認められない。その他条例第6条所定の除外事由は認められない。

4 審査請求人主張の要旨

審査請求人が審査請求書において述べていることは、概ね次のとおりである。

条例の趣旨からして、条例に特に記載がなくとも、公開による知る権利の満足と比較し、他の重要な権利は存在するわけであり、特に個人・個人企業の名前、特定地域の名前などが判明して、そのプライバシー権が害されることも十分考えられる。

すると、実施機関は公開により求められる権利と、公開されることで侵害される個人のプライバシー権を比較検討して、その調和を求める運用を行わなければならないところ、今回の見解では、何らの制限もなく全部公開することであった。それは、人間相互間の調和を図るべき責務を放棄するもので、そのような簡単な行政行為は認められないと言うべきである。

公開を求める者の知る権利の内容・目的、公開を希望しない者のプライバシー権の内容を比較検討し、双方共に納得のいく、バランスの取れた取扱いを行わなければならない。よって、実施機関が何らの検討もせず、全てを公開する行為は違法である。

5 審査会の判断

審査会は、実施機関の弁明書及び審査請求人の審査請求書における主張を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書の標目は、次のとおりである

- 1 産業廃棄物処理施設設置許可について（通知）
- 2 産業廃棄物処理施設使用前検査結果について（通知）
- 3 改善命令に係る改善措置の実施について（通知）
- 4 改善命令に係る改善計画書等について（通知）
- 5 安定型最終処分場の改善命令の解除について（通知）
- 6 産業廃棄物処理施設変更許可申請に係る指摘事項について（通知）
- 7 産業廃棄物最終処分場の維持管理の技術上の基準の順守について（通知）
- 8 産業廃棄物処理施設変更許可について（通知）
- 9 産業廃棄物処理施設使用前検査結果について（通知）他3件
- 10 産業廃棄物処理施設の設置等に関する意見について（回答）
- 11 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書（平成24年度分～平成28年度分）

(2) 本件公文書の開示の妥当性について

ア 指導等に関する情報について

本件公文書のうち上記1から10までの公文書には、審査請求人が実施機関から受けた指導及びこれに対する審査請求人の是正措置に関する情報等が記載されている。そこで、当該情報について、条例第6条第3号にある非開示情報の該当性、とりわけ「当該法人等に明らかに不利益を与えると

認められるもの」であるか否かを検討することになる。

この点、「当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの」とは、開示することによって、法人等に、技術開発上、営業販売上、経営管理上及び信用上の支障を生じさせる場合をいい、明らかに不利益を与えるか否かについては、当該情報だけでなく、法人等が営む事業の内容や規模、事業活動における当該情報の位置付け、開示した場合の影響等を勘案して個別具体的に判断することになる。そして、法人等の情報については開示が原則であることからすれば、当該法人等に何らかの業務上の不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、情報の開示によって当該法人等の正当な利益を害するおそれが客観的かつ具体的に認められる場合でなければならぬ。

この点、審査請求人の事業の内容やその事業活動における当該情報の位置付けについて考えるに、審査請求人は産業廃棄物の処理業者であって、産業廃棄物の保管、運搬、中間処分又は最終処分が不適正に行われた場合には、その周辺的生活環境を悪化させ、ひいては周辺住民の生命、健康等に支障を生じさせるおそれがあるから、その処理が適正であるか不適正であるかを問わず、広く情報公開の対象になるものとして考えるべきである。その中でも不適正処理の実態やこれに対する指導及び是正措置の内容を明らかにするための情報であればなおさら開示することが強く求められているというべきである。加えて、審査請求人には廃掃法に基づいた適正な産業廃棄物の処理をなすべき責務があるのであって、それに背いた具体的な事実が公になることによって何らかの業務上の不利益を生じるおそれがあるとしても、そのような業務上の利益をもって条例において保護されるべき正当な利益であるということとはできない。したがって、当該情報は、条例第6条第3号にある非開示情報に該当しない。

よって、当該情報について実施機関が公文書開示決定をしたことは妥当である。

イ 排出事業者に関する情報について

本件公文書のうち上記11の公文書には、審査請求人が受け入れていた産業廃棄物の排出事業者名、産業廃棄物の受託量等が記載されている。そこで、当該情報について、条例第6条第3号にある非開示情報の該当性を検討することになる。

この点、上記11の公文書には、審査請求人に関する情報の他に産業廃棄物の排出事業者に関する情報が含まれている。

しかるに、このうち審査請求人に関する情報が非開示情報に該当しないことは前記したとおりである。また、廃掃法は、排出事業者に対して「事

業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定し、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合は、排出事業者の責務として、処理業者との間で適正な委託契約を締結することを求めているところ、処理業者との間で適正な委託契約を締結していた排出事業者は、廃掃法で求められている責務を果たしているのであって、このような排出事業者に関する情報を処理業者のそれと同様に考えることはできない。しかしながら、排出事業者は、実施機関の許可を得た処理業者に産業廃棄物の処理を委託していることからすれば、不適正処理をした処理業者に委託した事実が公になるとしても、そのような委託をした排出業者の判断が不適切な判断であったとの評価が、取引業界や一般社会に広く蔓延するとは直ちには考えられない。また、排出事業者の取引業界及び一般社会における評価は法人等の正当な利益といえるが、上記事実の公開によってその利益を害するおそれが客観的かつ具体的に認められるとはいえない。したがって、排出事業者に関する情報も非開示情報に該当しないというべきである。

よって、当該情報について実施機関が公文書開示決定をしたことは妥当である。

ウ 法人の代表者の氏名について

本件公文書のうち上記 1 から 11 までの公文書には、審査請求人の代表者の氏名に関する情報が記録されている。この点、法人の代表者の氏名は、法人情報の一部であることに加えて、法令等の定めるところにより、何人も法人の登記記録を閲覧することで知り得る情報であることから、条例第 6 条第 2 号及び第 3 号の非開示情報に該当しない。

よって、当該情報について実施機関が公文書開示決定をしたことは妥当である。

エ 法人の従業員の氏名について

本件公文書のうち上記 11 の公文書には、別表 1 に記載したとおり、「事業所の概要」の記入者欄に、審査請求人の従業員の個人情報であるところの「氏名」が記載されている部分があり、それらの部分は条例第 6 条第 2 号にある非開示情報に該当する。

よって、実施機関がそれらの部分を公文書開示決定したことは妥当ではなく、非開示とすべきである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 30 年 3 月 20 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 30 年 3 月 27 日 (平成 29 年度第 7 回審査会)	・ 審 議
平成 30 年 4 月 26 日	・ 答 申

(参考)

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
畑中 久彌	福岡大学法学部 教授	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長

(答申日現在)

別表 1

文書の件名	非開示とすべき部分
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1)平成24年度分	「事業所の概要」の記入者名
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1)平成25年度分	「事業所の概要」の記入者名
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1)平成26年度分	「事業所の概要」の記入者名
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1)平成27年度分	「事業所の概要」の記入者名
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理実績報告書(様式1)平成28年度分	「事業所の概要」の記入者名